

宗教法人 空性寺墓地「大原霊園」管理規則

第一条 規則

- (1) 本規則は、空性寺墓地大原霊園（以下大原霊園という）の管理、使用に関する基準を定め、その管理、使用の適正を図ることを目的とします。
- (2) 大原霊園は、宗教法人空性寺規則及び本管理規則により運営いたします。
- (3) 大原霊園を使用される方は（以下使用者という）は、この規則を遵守して下さい。

第二条 目的

大原霊園は墳墓及び碑石、象形類建設の用に供する以外に使用することはできません。

第三条 使用資格

大原霊園の使用者は、空性寺檀信徒とします。

ただし、空性寺檀信徒以外の者でも、管理者が認めた場合は、大原霊園を使用することができます。

第四条 管理者

大原霊園は空性寺代表責任役員が管理者として管理します。

ただし、管理者は、必要があるときは、空性寺総代会の意見を求めることができるものとします。

第五条 永代使用料及び管理料

大原霊園を使用される方は、別に定める永代使用料及び大原霊園の維持管理（共有部分のみ）に必要な費用として管理料を納入して下さい。

第六条 大原霊園永代使用許可証

- (1) 永代使用許可証は、前条に定める永代使用料及び管理料を納入した後に交付します。
- (2) 永代使用許可証を紛失または汚損した場合又は記載内容に変更を生じた場合は、再交付を受けて下さい。
- (3) 永代使用許可証は、譲渡することはできません。

第七条 墓地工事の承認

- (1) 墓碑の施工は、管理者の認めた墓碑施工業者により施工するものとします。

- (2) 工事施工業者は、工事着手前に、必ず図面を添え、管理者に届け出て工事許可証の交付を受け、工事中現場に提示して下さい。

第八条 墓地内の設備制限及び許可

墓地内の墓碑、その他の設備は次の基準に従って下さい。

- (1) 盛り土の高さは、50cm以内とします。
- (2) 囲障の高さは、盛り土上場から40cm以内とし、生垣は禁じます。
- (3) 墓碑、墓誌などの設備の高さはG L（地面）より350cm以下とします。
- (4) 植樹の高さは、2m以内、その数は3㎡につき1本とし、もし他に迷惑をおよぼす場合は管理者が処分する。その場合の費用は使用者の負担とします。
- (5) 上屋類、板塀及び竹垣等の施設は禁じます。
- (6) 墓碑銘は「 家」の刻入を原則とし、その他の銘文を刻入の場合は管理者に届け出て、承認を受けて下さい。
- (7) 墓地内の墓石及び付随物の設置、または、修理をする場合は、管理者の許可を要します。

第九条 補償及び補修

使用者は、その責に帰すべき理由により、隣接地に迷惑を及ぼす場合、又は共有部分、その他を損傷した場合は使用者の責任と負担により、補償又は補修をしてください。

第十条 埋葬及び改葬手続き

- (1) 埋葬及び改葬をする場合は、法令の定める市町村長は発行する埋（改）葬許可証に大原霊園備え付の埋（改）葬届を添えて管理者に事前に届け出て承認を受けて下さい。
- (2) この場合、予め、埋（改）葬予定日時を管理者に通知して下さい。
- (3) 墓地完成法要、埋（改）葬の墓前祭等の式務は、空性寺住職及び空性寺住職の認めた者が執行します。

第十一条 死体埋葬の禁止

大原霊園には、死体を埋葬することはできません。

第十二条 永代使用料、管理料の返却等

払込済みの納入金は、中途解約、未使用の場合であっても、一切返却はいたしません。

ただし、永代使用許可証は返還して下さい。

第十三条 使用権の譲渡及び転貸の制限

- (1) 使用者は、大原霊園の使用権を相続人以外の第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- (2) ただし、管理者がやむを得ない事情と認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 前項の場合、名義変更手続き等、所定の手続きを経て、本規則に従い使用して下さい。

第十四条 使用者の承継及び住所、氏名の変更

- (1) 使用者が死亡したときは、相続人もしくは縁故者の中から選任された祭祀承継者が管理者の承認を得て大原霊園の使用権を承継します。
- (2) 前項の場合、承継者は管理者の定める届出をして下さい。
- (3) 使用者は、生前に大原霊園の使用権を縁故者に譲渡する場合、管理者の定める届出をし、承諾を得なければなりません。
- (4) 使用者は、住所及び氏名を変更した場合は、管理者に届出をして下さい。

第十五条 墓地返還及び帰属

- (1) 使用中の墓地が不要になったときは、現状に復し、永代使用許可証、及び墓地解約届を添えて変換して下さい。
- (2) 返還された墓地の使用権は、大原霊園に帰属します。

第十六条 使用承認の取り消し

下記の事由のいずれかに該当するときは、大原霊園の使用を取り消します。

- (1) 使用者が承認を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 使用者が正規の手続きを取らずに第三者に無断譲渡、又は転貸したとき。
- (3) 使用者が、三年以上管理費を納入しないとき。
- (4) 使用者が死亡した日から起算して、三年を経過しても承継の届出がないとき。
- (5) 使用者が行方不明となり、且つ、縁故者からの何の申し出もなく五年以上経過したとき。

- (6) その他、本規則に違反したとき
- (7) なお、管理者は前項各号の規定により、使用权の消滅した墓地については、宗教的尊厳を損傷しないようにして、墓碑、遺骨その他の付帯物を一定の場所に移動し、又は改葬することがあります。
なお、これらに要する費用は、使用者の負担とします。
- (8) 使用权が消滅したときは、永代使用許可証を返還しなければなりません。この際、永代使用料及び管理料は返還しません。

第十七条 不可抗力による事故の責任

天災地変など不可抗力の損害については、大原霊園は一切の責任を負いません。

第十八条 規則に定めない事項

本規則に定めない事項が生じた場合、及び本規則に基づく細則は法令の定めるところによるほか、必要に応じて、管理者が空性寺総代会と協議して決定することとします。

第十九条 規則の改正

墓地埋葬などに関する法律など、現行法規が改正された場合、管理者が適当と認めた場合、本規則も改正することがあります。

第二十条 申し込み要領

申し込みの要領については、別に定めます。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施工する。